

議題 4

情報公開関連の再発防止策に係る意見集約の結果について - 主な意見と対応状況 -

1 - (1) 年間約140万件の公金支出情報に関するインターネットでの全面公開

【提出された主な意見と対応方針】(全180件)

利用者である県民の利便性や使いやすさに配慮し、ポータルサイト化、用語の解説表示等に配慮したホームページづくり(13件)

- ・県政再生プログラムに基づく情報公開のポータルサイトの開設と関係サイトへのリンク、行政用語の解説ページを設けることで、使いやすいホームページづくりを進める予定であり、情報企画課との協議を進めている。

財務会計システムが管理するデータの活用など、全面公開に伴い職員の作業量が増大しないシステムとする(28件)

- ・公金支出の公開にあたっては、財務会計システムが管理するデータを活用することで職員の負担軽減を図っている。
- ・公金支出の公開にあたって新たに各所属で発生する事務は、毎月1回、公開前データに係る非公開情報の確認・修正のみを予定している。

支出内容に係る情報の詳細化、あるいは全体の予算執行状況や収入など公開範囲の拡大(12件)

- ・支出内容については、平成19年4月からの新財務会計システムの運用に伴い、支出金調書作成時に個々具体的に入力することとなる。
- ・不正資金捻出の再発防止の観点から支出を1件ごと情報公開することを目的としており、公開範囲の拡大については別途検討すべき事項とする。

個別の業務(県税業務、福祉業務等)に関して非公開とすべき情報の取扱い(17件)

- ・個々の業務に関する情報公開の可否については、各所属において個別に判断のうえ非公開情報は公開しない対応とする。

旅費に係る職員氏名の公表、賃金等に係る個人名に係る個人情報保護(17件)

- ・公務執行に伴い公費を支出した職員の氏名は、原則として公開情報である。
- ・賃金、報償費等に係る支払先としての個人名は公開しない。なお、氏名を公表しなくても支払先が特定されるおそれがある場合には、各所属の判断により非公開とすることも可能である。

インターネットを利用できない県民への対応(7件)

- ・別途、検討すべき事項とする。

1 - (2) 交際費・対外交流費に関するインターネットでの詳細情報公開

【提出された主な意見と対応方針】(全42件)

懇談会等参加者に対する同意の取り方の統一など(8件)

- ・従来より、開催通知で、参加者に対して特に申し出がない限り公開する旨を明記することで、双方の確認作業としている。

交際費、対外交流費を執行する際の基準について(10件)

- ・別途、内なる総点検として検討予定の「予算執行基準」の中で検討予定。

2 - (1) 旅費・会議費に関する公文書の自由閲覧制度の導入

【提出された主な意見と対応方針】(全161件)

非公開部分の検討、複数回のコピー、消し込み作業等による事務負担の増加(22件)

- ・本制度は全職員が「情報公開の徹底」に向け、意識改革を図っていくことも目的としていることから、職員全員で対応していくことが重要であり、特定の担当に事務が集中しないよう、各所属で配慮していくことが必要。制度実施にあたりその趣旨を周知徹底していく。

紙配架ではなく新財務会計システム稼働に合わせたインターネット公開によるコスト削減（21件）

- ・自由閲覧制度は旅費等の公文書を閲覧できることが信頼性、透明性の確保のため重要であるとの認識のもとに開始するもの。紙代等のコストはその政策目的を達成するための必要経費と解する。
- ・インターネットによる公金支出情報内容の充実や本制度の利用実績を見ながら、インターネット公開への統合について検討していく。

旅費支給のない出張の取扱い（10件）

- ・対象としないこととする。ただし、旅費支給の有無に関わらず1枚の紙に複数の出張を記載する様式が使用されている場合は、旅費支給のない出張についてあえて消さず閲覧対象とする。

職員個人名が公開されることについて（9件）

- ・職員の職務遂行情報は原則公開されるものであるが、公開することで具体的に事務事業に支障が生ずるような場合は、情報公開制度の基準により非公開の扱いとしていく。

会議の出席者名等の公開により、審査会委員就任や率直な意見の聴取に支障（8件）

- ・同意を得られない場合は出席者名を非公開とする扱いであること、及び自由閲覧対象は出席者名であり発言録については対象とならないことを丁寧に説明し、ご理解いただくことを各所属にお願いしたい。

2 - (2) 会計書類の保存期間の延長

【提出された主な意見と対応方針】（全65件）

新たな保管場所の確保（20件）

- ・本庁については、1階に新たな書庫の整備を検討する。
- ・現地機関については、個々の実情に応じて検討する。（管財課、主管課と協議）

保存期間を15年とした根拠及びその必要性（13件）

- ・今回の不正資金問題の調査に対し、平成6年当時の会計関係書類が既に廃棄されていたことを踏まえ、今後の再発防止のため証拠書類となる会計関係書類を15年に延長することとした。
- ・このことにより、情報公開請求があった場合には、15年前に遡って当該書類を公開することが可能となり、より一層透明性の高い県政の推進につながる。

保存期間を延長する会計関係書類の範囲（11件）

- ・現在、収入・支出及び出張に関するもののうち、具体的な範囲について、法務・情報公開課、人事課、出納管理課等で協議中。10月末までに各所属に通知予定である。

紙文書の削減のための電子決裁の推進（2件）

- ・文書管理システムを利用した電子決裁の一層の活用を図るため、各所属に対し利用促進を周知徹底する。

2 - (3) 入札執行結果・随意契約理由の全面情報公開

【提出された主な意見と対応方針】（全34件）

財務会計システムとのデータ連携（8件）

- ・財務会計システムにおいて入札執行一覧等の必要な情報を管理していないため、現時点では対応は困難。（平成19年4月から運用を開始する新財務会計システムにおいても同様）

公開範囲の拡大（単価契約、少額随意契約）（6件）

- ・少額の随意契約等については、公金支出情報の公開で対応することとしている。また、単価契約については、単価に予定数量を乗じた総価が少額随意契約の範囲を超えるものについては、情報公開の対象となる。